

第 2 2 3 回 都市懇サロン レポート		『復興まちづくりのための事前準備ガイドラインと 地方公共団体での取組みの推進について』		
講 師	国土交通省都市局都市安全課 防災対策企画室 課長補佐 荒井 知己 さん	開 催 日	平成30年7月10日(火) 18:00 ~ 19:45	
講 師 プロフィール	平成20年 国土交通省入省 入省後、土地・水資源局、住宅局、林野 庁等に勤務。国土技術政策総合研究所 研究評価・推進課長を経て 平成29年 国土交通省土地・建設産業局地価調査課 鑑定評価指導室 課長補佐 平成30年 国土交通省都市局都市安全課都市防災 対策企画室 課長補佐 現在に至る			
お話の概要	<p>平成30年7月24日公表「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（以下、「ガイドライン」）」のポイント、地方公共団体での現状と取組事例の紹介、それらを踏まえ、取組みを推進するためにコンサルタントが担う内容についてお話を頂いた。（ガイドラインは下記 URL で公開） 国土交通省 HP : http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html</p>			
	<p>1. ガイドラインの目的 ⇒市町村が復興事前準備に取り組むため、その必要性和取組内容を明らかにし、地域防災計画等への位置づけ方や復興まちづくりのための事前準備に関する計画策定等の留意点をまとめる。</p> <p>2. 復興事前準備の必要性和取組内容 ⇒復興事前準備は、まちづくり部局が中心に取り組む、防災部局をはじめ幅広い部局と連携して進め、自らのまちの復興取組状況を確認するためにチェックシートを用いる。被災前の平時から実施しておくべき取組として地籍調査がある。</p> <p>3. まちの基礎データと被害想定からまちの課題を集約する（事例：資料編 P.21 富士市） ⇒職員自らが総合計画等の計画書から、まちの現況を表す基礎データを整理し、被災後に想定されるまちの課題（特に市街地の安全性に関わる課題）を集約する。</p> <p>4. 復興事前準備の必要性を問いかける（事例：資料編 P.57 東京都） ⇒集約されたまちの課題をもとに、市町村の状況に応じて職員の復興事前準備への認識と対策検討能力を段階的に向上していく必要がある。</p> <p>5. 復興体制と復興手順の検討 ⇒職員が被災後の復興まちづくりの課題認識を深めた後、庁内で復興体制と手順を検討する。応急復興後の復興段階における関係者の役割分担、指揮命令系統を決めておく。</p> <p>6. 計画に復興事前準備の取組を位置づける（事例：資料編 P.40 葛飾区）</p> <p>7. 事前復興計画づくり（事例：資料編 P.54 富士市）</p> <p>8. 基礎データの整備 ⇒基礎データは継続的に更新するとともに、バックアップを作成しておくことが重要。また、入手する際の一定のルールづくりが必要である。</p> <p>9. フォローアップ ⇒職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を継続する。</p> <p>10. コンサルタントにおける復興事前準備の取組 ⇒市町村への復興事前準備の取組を働きかける主体、地域に精通した存在として期待される。</p>			
意見交換の概要	<p>※主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震では東日本大震災のように広範囲に渡った災害が想定されるため、ガイドラインの存在は重要。復興事前準備の地域間格差や避難時の自治体間の連携が懸念される。 ・陸前高田では復興に期間を要し、かつての地域へ帰る住民は少ない。仮設店舗が賑わいの中心になっている状況である。 ・原発が立地している地域では、真面目に復興事前準備に取り組むほど公表できない内容にならないか。公表の手段も明らかになっていない。 ・基礎データの収集は莫大な作業量である。 			
記録者のひとこと	<p>我が国は地震大国であり、いつどこで巨大地震が発生してもおかしくない状況下にある。天災は避けられないが、被災後の被害を最小限に抑える努力を一人ひとりが自覚する必要があると感じた。 ≪都市懇サロン運営部会 委員 今井 重行≫</p>			